

くらしのひろば

「お試し」、実は定期購入契約！？



スマートフォンで「お試し価格500円」というネット広告を見てダイエットサプリメントを注文しました。1回だけのつもりでしたが1ヵ月後にまた商品が届きました。料金も高額です。そこで再度広告を確認したところ、実は定期購入の契約になっていて、解約するには4回続けて購入することが条件ということがわかりました。業者に何度も電話をしていますが通じません。解約できないのでしょうか。

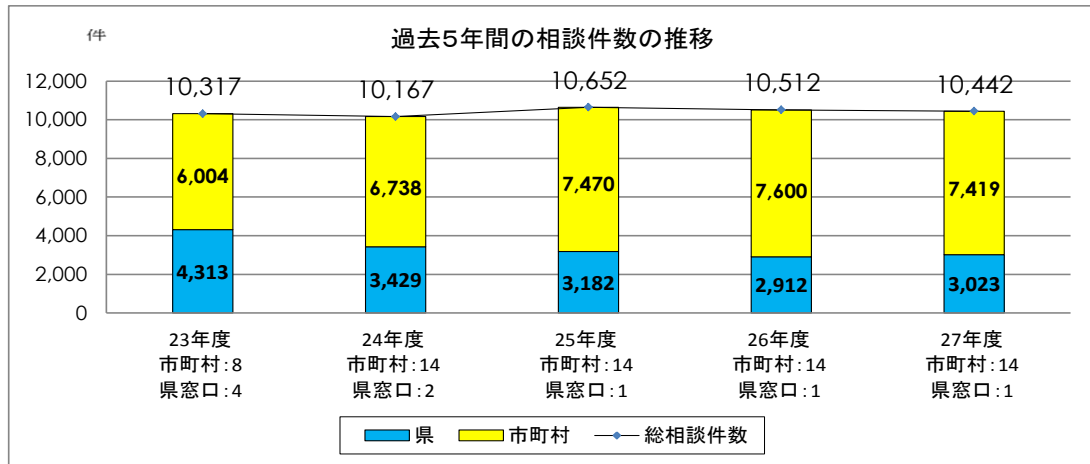
【 消費者へのアドバイス 】

- インターネット通販で、「お試し価格」、「安い」という広告につられて購入したら、実は1回目だけが安い定期購入になっていたというケースがみられます。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がないので、業者が定めた返品特約に従うこととなります。
- 業者の中には電話が繋がりにくいにもかかわらず、「解約は次回発送日の7日前までに電話でのみ受付」などのルールを設けているところがあります。
- 「定期購入」のチェックボックスにあらかじめチェックが入っていることもあります。チェックが入っているかどうかにも気をつけましょう。
- 未成年者の場合、親権者の同意を得ていないときは解約できる場合があります。
- スマートフォンはパソコンより画面が小さく見にくいのですが、「お試し価格」、「安い」という言葉に惑わされず、契約内容をしっかり確認して慎重に判断しましょう。

平成 27 年度 消費生活相談の概要

平成 27 年度（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）に岩手県及び県内市町村（PIO-NET（※）を設置している消費生活センター等）に寄せられた消費生活相談の概要は、次のとおりです。

（※）PIO-NET：消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報を蓄積しているデータベース



相談内容では、アダルトサイトやプロバイダなどの「運輸・通信サービス」が 2,726 件（構成比 26.1%）と最も多く、次いでフリーローン・サラ金、住宅ローンなどの「金融・保険サービス」が 1,444 件（構成比 13.8%）と多くなっています。

また、20 歳未満、20 歳代から 60 歳代までの各年代で、パソコンや携帯電話におけるアダルトサイトやデジタルコンテンツ料金などの「放送・コンテンツ等」の相談が最も多く、70 歳以上では、「その他の行政サービス」（還付金詐欺等）に関する相談が最も多くなっています。

架空請求に注意しましょう

「未払いがあります」というような「身に覚えのない請求」（架空請求）のメールが、携帯電話やスマートフォンに届くことがあります。つい相手に電話をしてしまい、「支払い方法は、コンビニのプリペイドカードを買って」と言われたりすることがありますが、これは詐欺！です。すぐ、消費生活センターに相談してください。

消費者へのアドバイス

- ①相手に電話をすると、自分の名前や電話番号を教えてしまうことになります。連絡を取らず、無視しましょう。
- ②プリペイドカードは、お金と同じです。
- ③買ったプリペイドカードに付いている番号を、相手に電話やFAXで教えることは、お金を渡してしまうことと同じです。
- ④買ったプリペイドカードで、相手の買い物代金を巧みな指示により払わされるという手口も出てきています。

「プリペイドカードを買って」は詐欺！！

いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」新登場！

県では、消費者トラブルを未然に防止するため、広く消費生活に関する啓発を行うことを目的として、新しくいわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」を作成しました。

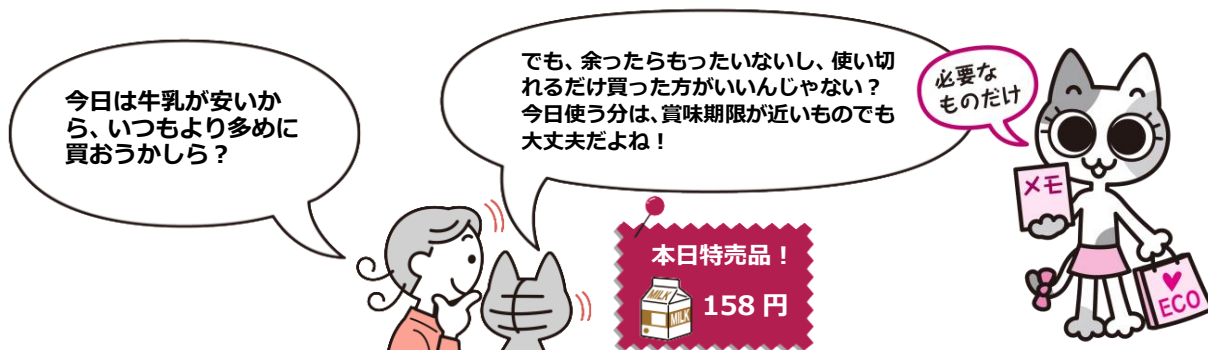


「まてのすけ」のイラストデザインは下記ホームページ内のデザイン等使用取扱要領に定める遵守事項を守っていただければ自由に御利用いただけますので、消費者被害防止のための広報等に積極的に御活用ください。
岩手県公式ウェブサイト > くらし・環境 > 消費生活 > 消費生活情報 > いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」新登場！

「消費者市民社会」を実現するための行動 その三

『買い過ぎない』

ある程度の買い置きはともかく、必要がないのに大量に買い過ぎると、他の消費者に生活物資が回らなくなったり、使用しなかった食品が、消費期限を過ぎて大量廃棄されるといった悪影響を生じさせます。多くの消費者が買い過ぎないことを心掛ければ、必要な人に商品が行き渡り、資源の無駄を省くこともできるのです。



©KANAGAWA2013

《御存知ですか？食品ロス》

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間500万トン～800万トンにも上ります。約半数の200万～400万トンは、一般家庭から発生しています。日本人1人当たりで換算すると、毎日おにぎり約1～2個分を捨てていることになります。私たちは多くの食べ物を輸入しながら、大量に捨てているのです。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるよう、

- ①食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」
- ②残った食材は別の料理に活用する、などの工夫をすることが大切です。



(消費者庁イラスト集より)

■ 製品安全情報 ■

平成 28 年 12 月から衣類等の洗濯表示が変わります！

平成 28 年 12 月 1 日から新しい洗濯表示の付いた衣類等の販売が始まります。この新しい洗濯表示は国際規格と同じ記号です。国内外で表示が統一されることで、消費者の繊維製品の取扱いが円滑に行われるよう変えられるものです。

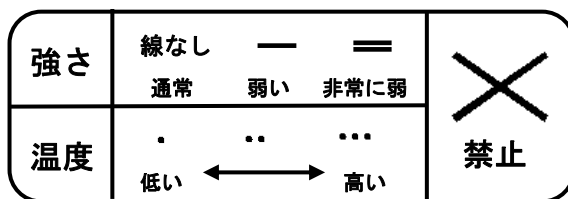
【どんな洗濯表示なの？】

新しい洗濯表示は、5つの基本記号と付加記号や数字の組合せで表示されます。

▼5つの基本記号



▼付加記号



(表示例)



液温は 40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる

底面温度 200℃を限度としてアイロン仕上げができる



タンブル乾燥禁止

新しい洗濯表示を覚えて、大切な衣類を正しく取扱いましょう！

詳しくは、消費者庁ホームページ (http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/wash_01.html) を御覧ください。

多重債務弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。

開催会場：県民生活センターほか県内7か所

開催時間：10時～15時（1人約40分）**事前予約制**

開催日や開催会場は、下記ホームページ内で確認又は下記相談専用ダイヤルにお問い合わせください。



岩手県公式サイト > くらし・環境 > 消費生活 > 各種相談 >
県民生活センター 多重債務弁護士無料相談のご案内

交通事故相談

県では、交通事故相談員が無料で交通事故で生じた賠償問題などの相談に応じています。交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まず御相談ください。

県民生活センターでの相談：来所による面接相談のほか、電話で相談ができます。予約は不要です。

【一般相談】 月曜～金曜（平日のみ） 9時～17時30分

【弁護士相談】 原則毎週水曜 13時～15時（**事前予約制**。会場は岩手弁護士会です。）

巡回相談：開催日や開催会場は、下記ホームページ内で確認又は下記相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

岩手県公式サイト > くらし・環境 > 消費生活 > 各種相談 >
県民生活センター 交通事故相談のご案内

【相談時間】 13時～15時（**前日午前中までの事前予約制**）

MAP



消費生活相談ダイヤル ☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00～17:30

【土日】 10:00～16:00

※年末年始・祝日休み

交通相談ダイヤル ☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00～17:30

※年末年始・土日祝日休み

くらしのひろば
モバイル配信中

ケータイメールで消費生活情報をゲット！



岩手県立県民生活センター
〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

TEL：019-624-2586（事務専用）FAX：019-624-2790

E-Mail：cb0001@pref.iwate.jp